

新自己資本比率規制 バーゼルⅡに基づく開示

「バーゼルⅡ」とは

近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスク管理能力向上の促進を目的にバーゼル銀行監督委員会から公表された金融機関の新しい自己資本比率規制であり、新BIS規制とも呼ばれます。

バーゼルⅡは次の3つの柱から成り立っています。

- | | |
|--|---|
| 第1の柱
(最低所要自己資本比率) | 第1の柱では、最低所要自己資本比率(国際基準8%、国内基準4%)を定めており、分母となるリスクの計測がこれまでより精緻化されました。具体的には信用リスク(貸倒れのリスク)計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により損失を被るリスク)の計測が新たに導入されました。 |
| 第2の柱
(金融機関の自己管理と監督上の検証) | 金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う自己資本の充実の取組みが求められています。 |
| 第3の柱
(情報開示による市場規律) | 開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。 |

バーゼルⅡ、第3の柱による開示項目索引

定性的な開示事項	・自己資本調達手段の概要 26	定量的な開示事項	・自己資本の構成に関する事項 26
	・自己資本の充実度に関する評価方法の概要 27		・自己資本の充実度に関する事項 27
	・信用リスクに関する事項 28		・信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項 29・30
	・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 31		・信用リスク削減手法に関する事項 31
	・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 31		・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 32
	・証券化エクスポージャーに関する事項 32		・証券化エクスポージャーに関する事項 32
	・オペレーショナル・リスクに関する事項 32		・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 33
	・信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 32		・金利リスクに関して信用金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 33
	・金利リスクに関する事項 33		

資料編

財産の状況

貸借対照表 34
貸借対照表の注記事項 35
損益計算書 36・37
損益計算書の注記事項 37
剰余金処分計算書 37

経営内容

主要な経営指標の推移 38
資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り 38
受取・支払利息の増減 39
業務粗利益及び業務粗利益率 39
利ざや及び利益率 39

預金に関する指標

科目別預金の平均残高 40
固定及び変動金利別定期預金の残高 40

貸出金に関する指標

科目別貸出金の平均残高及び預貸率 41
固定・変動金利別及び使途別の貸出金残高 41
担保の種類別貸出金及び債務保証見返残高 41
業種別貸出金残高状況 42

有価証券に関する指標

預証率の期末値及び期中平均値 42
有価証券種類別及び保有目的別残高状況 43
有価証券の残存期間別残高 43
商品有価証券 44
金銭の信託 44
オフ・バランス取引 44

有価証券の状況

満期保有目的の債券で時価のあるもの 44
その他有価証券で時価のあるもの 44
時価のない有価証券の貸借対照表計上額 44

記載金額は、単位未満を切捨てて表示しております。



当金庫の自己資本の充実の状況等について

自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預かりしている出資金、補完的項目では一般貸倒引当金が該当します。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成19年度	平成20年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	368	368
うち非累積的永久優先出資	-	-
利 益 準 備 金	369	369
特 別 積 立 金	12,250	9,430
次 期 繰 越 金	22	8
その他有価証券の評価差損	89	-
基本的項目 (A)	12,920	10,176
一般貸倒引当金	624	1,000
補完的項目不算入額	235	618
補完的項目 (B)	389	381
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	13,309	10,558
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	157	1,727
控除項目不算入額	157	1,227
控除項目計 (D)	-	500
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	13,309	10,058
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オン ・ バ ラ ン ス 項 目)	57,079	56,172
オフ・バランス取引等項目	398	272
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,783	4,666
リスク・アセット等計 (F)	62,261	61,111
単体 Tier1 比率 (A / F)	20.75%	16.65%
単体自己資本比率 (E / F)	21.37%	16.45%

(注)1.信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2.平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(524百万円)を控除して計算した場合の自己資本比率は、15.60%となります。

用語解説

基本的項目(Tier1)	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などから構成される。
補完的項目(Tier2)	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額・負債性資本調達手段などから構成される。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
Tier1比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク・オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク・オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
抵当権付住宅ローン	パーゼルIIにおいては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、繰延税金資産につきましても、自己資本に占める割合はわずか2.31%であります。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
イ信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	57,477	56,444	2,299	2,257
1.標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	57,477	56,444	2,299	2,257
(i)ソブリン向け	522	409	20	16
(ii)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,641	10,063	345	402
(iii)法人等向け	23,004	19,615	920	784
(iv)中小企業等・個人向け	4,949	6,445	197	257
(v)抵当権付住宅ローン	3,316	3,182	132	127
(vi)不動産取得等事業向け	8,810	10,235	352	409
(vii)三月以上延滞等	264	392	10	15
(viii)その他上記以外	7,968	6,099	318	243
2.証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク	4,783	4,666	191	186
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	62,261	61,111	2,490	2,444

(注)1 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

2 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公営企業等金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5 オペレーショナル・リスクは基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法	
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%	÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

6 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%



信用リスクに関する項目

● リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、公共性、確実性、成長性、流動性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うため、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、内部規定「信用リスク管理規定」に基づく四半期ごとの業種別、資金用途別、金額段階別、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク管理として、予想デフォルト率のデータを整備し、信用格付や未保全率等リスクに見合った適正な貸出金利の設定を行う態勢を構築しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。また、一定額以上を超える個別案件については、経営陣を中心とする専門審議機関「貸出審議会」を設置し日々の資産管理に万全を期しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保・保証を除いた未保全額に対し損失額を算定し必要額を算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・S&P社	・Moody's社	・R&I社	・JCR社
-------	-----------	-------	-------

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 業種別及び残存期間別 (単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティブ 以外のオフ・ バランス取引				債 券				デリバティブ 取 引				
					平成19年度		平成20年度						
	平成 19年度	平成 20年度	平成 19年度	平成 20年度	国内	国外	国内	国外	平成 19年度	平成 20年度	平成 19年度		
製 造 業	6,421	6,647	6,421	6,647	-	-	-	-	-	-	141	155	
農 林 漁 業	500	478	500	478	-	-	-	-	-	-	1	-	
鉱 業	9	11	9	11	-	-	-	-	-	-	-	-	
建 設 業	8,140	8,009	8,140	8,009	-	-	-	-	-	-	35	509	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,154	1,146	-	-	1,150	-	1,142	-	-	-	-	-	
情報通信業	486	424	484	422	-	-	-	-	-	-	-	-	
運 輸 業	992	1,009	812	871	178	-	136	-	-	-	-	-	
卸売業、小売業	8,379	7,877	8,379	7,877	-	-	-	-	-	-	164	109	
金融・保険業	46,672	50,378	661	2,336	5,362	2,500	7,069	2,000	-	-	0	-	
不 動 産 業	19,167	19,932	19,167	19,932	-	-	-	-	-	-	9	9	
各種サービス	14,289	13,427	14,285	13,422	-	-	-	-	-	-	129	54	
国・地方公共団体等	29,544	28,246	4,889	5,085	24,108	500	23,111	-	-	-	-	-	
個 人	10,450	9,842	10,450	9,842	-	-	-	-	-	-	34	37	
そ の 他	4,725	4,062	65	9	-	-	-	-	6	-	0	-	
業種別合計	150,936	151,494	74,269	74,947	30,800	3,000	31,460	2,000	6	-	518	877	
1 年 以 下	31,299	35,352	19,792	19,876	2,338	-	2,991	-	1	-	-	-	
1年超3年以下	36,616	35,735	3,221	3,657	7,692	-	8,906	-	-	-	-	-	
3年超5年以下	13,393	14,703	5,263	4,871	8,011	-	8,698	-	1	-	-	-	
5年超10年以下	29,707	27,757	14,715	16,929	11,460	1,500	9,747	500	-	-	-	-	
10 年 超	33,352	31,584	29,556	27,969	1,296	1,500	1,115	1,500	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	4,503	4,170	65	9	-	-	-	-	4	-	-	-	
そ の 他	2,063	2,190	1,655	1,633	-	-	-	-	-	-	-	-	
残高期間別合計	150,936	151,494	74,269	74,947	30,800	3,000	31,460	2,000	6	-			

(注)1 オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3 上記の業種区分「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、未収受入手数料、前払費用、仮払金、固定資産、その他の資産等が含まれます。また、期間区分の「その他」には、未収利息、カードローン、総合口座が含まれます。

当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。



(1)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成19年度	515	108	-	-	624
	平成20年度	624	376	-	-	1,000
個別貸倒引当金	平成19年度	286	575	10	-	852
	平成20年度	852	1,518	352	-	2,018
合計	平成19年度	802	684	10	-	1,476
	平成20年度	1,476	1,894	352	-	3,018

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

(2)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
製造業	103	270	177	421	9	188	-	-	270	502	-	251
農業	1	1	0	0	-	-	-	-	1	1	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	7	7	7	-	-	-	-	7	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	13	284	270	420	-	-	-	-	284	705	-	330
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	60	59	2	503	-	15	-	-	62	547	14	416
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293	-
不動産業	38	15	23	3	-	-	-	-	15	12	-	-
各種サービス業	52	195	140	182	0	144	-	-	192	233	-	112
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	16	17	0	2	-	3	-	-	17	15	-	2
合計	286	852	575	1,518	10	352	-	-	852	2,018	308	1,114

(注)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付有り		格付無し	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
0%	-	-	31,852	30,940
10%	-	-	10,607	11,658
20%	1,937	1,103	45,791	46,981
35%	-	320	9,440	8,886
50%	-	590	257	658
75%	-	-	8,155	9,271
100%	-	-	42,863	40,902
150%	-	-	30	182
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	1,937	2,014	148,999	149,480

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

したがって、担保や保証に過度に依存しないよう、そして企業の将来性やキャッシュフローポジションに重点を置いた与信審査を心掛けております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証などがありますが、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規定」などにより適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証の取引に関し、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺などを用いる場合がありますが、信用リスク削減方策の一つとして金庫が定める「貸出事務取扱規定」や各種約定書などに基づき適切な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様の信用度を持ち、また社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,067	2,696	6,997	6,665	73	-
1. ソブリン向け		-	-	4,130	3,545	73	-
2. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		-	-	-	9	-	-
3. 法人等向け		1,570	1,162	361	974	-	-
4. 中小企業等・個人向け		1,306	1,361	993	1,010	-	-
5. 抵当権付住宅ローン		23	10	313	-	-	-
6. 不動産取得等事業向け		167	157	1,184	1,092	-	-
7. 三月以上延滞等		0	4	13	32	-	-

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. クレジット・デリバティブは、有価証券投資のうち投資信託に係るエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

19年度においては投資信託への運用資産の一部に派生商品取引が該当しておりましたが、20年度は該当する取引はございません。

また、長期決済期間取引は19、20年度ともに該当ございません。



当金庫が保有する投資信託に含まれる派生商品取引を、
オフ・バランス取引としてリスク・アセットに算入したものの内訳

	平成19年度	平成20年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	-

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
派生商品取引合計	6	-	6	-
(i)外国為替関連取引	4	-	4	-
(ii)金利関連取引	2	-	2	-
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	-	-	-	-
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	0	-	0	-

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する項目

●リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することにより損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理規定」において、オペレーショナル・リスクは、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、裁判等により賠償責任を負う等の「法務リスク」、人事運営上の不公平等及び差別的行為により生じる「人的リスク」、災害その他の事象より生じる「有形資産リスク」、風説の流布や誹謗中傷等により企業イメージを毀損する「風評リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと定義しています。

管理体制や管理方法等については、同管理規定のほか個別の「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規定」等の下位規定により定めており、確実にリスクを認識し、評価しうる管理態勢の充実に向けて取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、「基礎的手法」を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

●オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

出資その他これに類するエクスポージャー又は
株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金、ゴルフ会員権等が該当します。そのうち、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常勤理事会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める資金運用規定等に基づき、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、投資事業組合、ゴルフ会員権等の出資金に関しては、当金庫が定める自己査定基準などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で 時価のないもの等 貸借対照表計上額
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額			
				うち益	うち損		
上場株式等	平成19年度	343	370	26	26	-	-
	平成20年度	343	211	132	-	132	-
非上場株式等	平成19年度	-	-	-	-	-	286
	平成20年度	-	-	-	-	-	281
合 計	平成19年度	343	370	26	26	-	286
	平成20年度	343	211	132	-	132	281

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.この他、保有投資信託の裏付け資産として431百万円を「出資等エクスポージャー」として計上しております。

金利リスクに関する事項

①(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講ずる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV、99パーセントイル1パーセントイル値)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

①(2)内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法	再評価方式(注)
コア預金	対 象 流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等) 算定方法 過去5年の最低残高 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の額を上限 満 期 2.5年
金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	99%タイル又は1%タイル値
リスク計測の頻度	月次(前月末基準)

(注)再評価方式:イールドカーブを金利ショック幅変化させる前後の価格差からリスク量を算出する方式。

(単位:百万円)

	金利リスク	
	平成19年度	平成20年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,741	1,540

(注)1 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響受けるものが、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセントイルまたは1パーセントイル値として金利リスクを算出しております。
2 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では上記の基準によりリスク量を算定しています。
3 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク(1,540百万円)= 運用勘定の金利リスク量(2,674百万円)+ 調達勘定の金利リスク量(1,134百万円)

以 上